

ロシア極東の農業及び水産業の生産性向上に係る日露共同プロジェクトに関する  
日本国農林水産省とロシア連邦農業省との間の協力覚書

日本国農林水産省及びロシア連邦農業省（以下単独で「省」といい、総称して「両省」という。）は、

ロシア極東における日露間の協力と、このプロセスへの日露のビジネス界の参加の重要性を認識し、

ロシア極東における農業及び水産セクターの発展を促進し、特にアジア太平洋地域の国々の市場への輸出力を向上させるために、

以下の事項について一致した。

1. 両省は、ロシア極東の発展、同地域における近代的な農業及び漁業生産の創出、貿易の拡大並びに投資誘致という共通の関心に基づき、本覚書の付録である「ロシア極東の農業及び水産業の生産性向上に係る日露共同プロジェクト」（以下「共同プロジェクト」という。）を採択し、両国の国内法規及び権限の枠組みの中で、共同プロジェクトの成功裏の実施及び遂行のためにあらゆる可能な貢献を行う意図を有する。
2. 両省は、共同プロジェクトの実施の結果を評価し、協力へ更なる推進力を与え、必要に応じて共同プロジェクトの修正を行うため、次官級の定期的な会合を開催する。
3. 本覚書は法的拘束力を有さず、いかなる権利及び義務をも生じさせるものではない。
4. 本覚書の解釈又は適用に関する両省間の不一致は、両省間の協議又は交渉を通じて友好的に解決される。
5. 本覚書はその署名日から開始され、いずれか一方の省が他方の省から本覚書を終了させる意思についての書面による通知を受理した日から6か月後まで適用される。本覚書の終了は、共同プロジェクトの下で既に進められている活動に対し影響を及ぼさない。

2020年1月16日にドイツ連邦共和国ベルリンにて、日本語、ロシア語及び英語それぞれ2通の原本に署名した。解釈に相違が生じた際は、英語による文書が優先される。

---

大澤 誠  
農林水産審議官  
日本国農林水産省

---

レヴィン・セルゲイ・リヴォヴィッチ  
国際担当次官  
ロシア連邦農業省